

○愛西市広告掲載要綱

平成19年3月6日

告示第19号

(目的)

第1条 この告示は、愛西市（以下「市」という。）の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することにより、民間企業との協働による新たな財源を確保し、市民サービスの向上と地域経済の活性化に寄与するとともに広告主等に地域貢献の機会を提供することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、「広告媒体」とは、次に掲げる市の資産のうち広告の掲載等ができるものをいう。

- (1) 市の広報印刷物
- (2) 市のホームページ
- (3) 市の公有財産
- (4) その他広告媒体として広告の掲載等ができるものとして市長が認めるもの

(広告の掲載等に関する基準)

第3条 広告媒体に広告として掲載等をする情報は、社会的な信頼性及び信用性の高いものでなければならない。

- 2 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体への掲載等をしない。
 - (1) 市の資産の目的、公共性又は品位を損なうおそれのあるもの
 - (2) 政治活動又は選挙運動に関するもの
 - (3) 宗教活動に関するもの
 - (4) 意見広告又は個人の宣伝に関するもの
 - (5) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあるもの
 - (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年

法律第122号)第2条に規定する営業に関するもの

(7) 屋外広告物にあつては、景観の形成若しくは風致の維持又は交通の安全を害するおそれがあるもの

(8) その他広告媒体に掲載等をする広告として適当でないと市長が認めるもの

3 前項に定めるもののほか、広告媒体への掲載等ができる広告の内容、広告の掲載等をしようとする者その他広告の掲載等に関する基準は、別に定める。

(広告の規格等)

第4条 広告の掲載位置、規格、掲載期間、広告掲載料の額等は、広告媒体ごとに別に定める。

(広告の募集)

第5条 広告募集方法その他募集に関する事項は、広告媒体ごとに別に定める。

(広告の掲載等の申込み)

第6条 広告の掲載等をしようとする者は、愛西市広告掲載申込書(様式第1号)に前条に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(広告の掲載等の決定)

第7条 前条の申込みがあつたときは、広告の内容等について審査し、その掲載等の可否を決定する。

2 広告の掲載等をする旨の決定に当たっては、当該広告の募集に対して申込みのあつた数が募集をした数を超えるときは、次に掲げる順序によるものとする。

(1) 公共団体、公益を目的とする事業を行う法人又は団体その他これらに類するものが行う広告

(2) 民間企業のうち市内に事務所又は事業所を有する法人が行う広告

(3) 前2号に掲げる広告以外の広告

3 広告の掲載等の可否を決定したときは、愛西市広告掲載決定通知書（様式第2号）により通知しなければならない。

(広告掲載料)

第8条 広告の掲載等をする旨の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、市長が指定する日までに広告掲載料を納付しなければならない。

2 納付された広告掲載料は、第11条第2項の規定により広告の掲載等の決定を取り消したときを除き、還付しない。

(広告主の責任)

第9条 広告主は、掲載等をする広告の内容、広告の掲載等により発生する負担その他広告の掲載等に関する全ての事項について、責任を負わなければならない。

2 広告主は、決定を受けた広告の掲載等の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(広告代理店への業務委託)

第10条 市長は、広告の募集、広告の作成等を広告代理店に業務委託することができる。

2 住民票の写し、印鑑登録証明書等の発行の際に使用する窓口用封筒については、広告代理店が広告を募集し製作した封筒を、無償で提供を受けることができる。

(決定の取消し)

第11条 広告主が次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載等をする旨の決定を取り消すことができる。

(1) 提出期限までに広告の原稿を提出しなかったとき。

(2) 広告掲載料を納付しなかったとき。

(3) その他広告主の責めに帰する事由により広告の掲載等をする事

が適当でなくなったとき。

- 2 広告の掲載等により市の業務に重大な支障が生じ、若しくは生ずるおそれがあるとき、又は市の都合により広告の掲載等ができなくなったときは、広告の掲載等をする旨の決定を取り消すことができる。
- 3 前2項の規定により広告の掲載等をする旨の決定を取り消したときは、愛西市広告掲載決定取消通知書（様式第3号）により当該広告主に通知するものとする。

（広告掲載審査委員会）

第12条 第7条の規定による広告の掲載等の可否の決定に当たり、広告の掲載等に関する基準の適用に疑義があると認める場合において、当該広告の掲載等について審査するため、愛西市広告掲載審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長は、総務部長をもって充てる。
- 4 委員は、企画政策部長、総務部総務課長、総務部財政課長及び企画政策部秘書広報課長をもって充てる。
- 5 委員長は、前項に定めるもののほか、審査の内容に関係のある課等があるときは、当該課等の長を臨時の委員とすることができる。
- 6 委員長は、会務を総理する。
- 7 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が委員長を代理する。

（委員会の会議）

第13条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会においては、委員長が議長となる。
- 3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決定し、可否同数のと

きは、議長の決定するところによる。

- 5 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に関係者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(委員会の庶務)

第14条 委員会の庶務は、総務部財政課において処理する。

(雑則)

第15条 この告示に定めるもののほか、広告媒体への広告の掲載等に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成19年3月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月31日告示第33号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年6月28日告示第119号)

この告示は、平成25年7月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日告示第92号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年6月24日告示第112号)

この告示は、令和元年7月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日告示第95号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に改正前の各告示の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙は、改正後の各告示の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

様式第1号(第6条関係)

愛西市広告掲載申込書

年 月 日

(宛先)愛西市長

広告掲載申込者

住 所 又 は 所 在 地	
ふりがな 氏 名 又 は 名 称 及 び 代表者氏名	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
担当者氏名	

愛西市広告掲載要綱第6条の規定により、下記のとおり広告の掲載等を申し込みます。
なお、この申込みに対する審査に当たり、愛西市の市税等の納税状況を確認することについて、同意します。

記

広告媒体の種類

--

広告の内容

--

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第2号(第7条関係)

愛西市広告掲載決定通知書

第 号
年 月 日

様

愛西市長



年 月 日付けで申込みのあった広告の掲載等について、下記のとおり決定したので、
通知します。

記

1 決定区分 掲載する

掲載しない
(理由)

2 原稿提出期限 年 月 日

3 広告掲載料 金 円

4 掲載料納付期限 年 月 日

5 その他

6 取扱担当

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第3号(第11条関係)

愛西市広告掲載決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

愛西市長



年 月 日付けで決定した広告の掲載等については、下記の理由により決定を取り消します。

記

1 決定を取り消す理由

2 取扱担当

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第1号（第6条関係）

様式第2号（第7条関係）

様式第3号（第11条関係）